令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

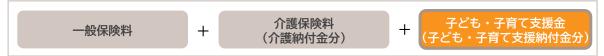
いつ から?

開始時期について

■ 子ども・子育て支援金は令和8年4月分保険料(5月納付分)より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



■ 納入告知書(請求書)には、第3の費目として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけになります。

何に 使う?

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

<加速化プランの施策>

妊婦のための支援給付 出生後休業支援給付率の引き上げ 育児時短就業給付 等

いくら 支払う?

どの程度の負担感か

<支援金率・支援金の負担イメージ>



一人当たり負担額・イメージ

(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例)標準報酬月額が38万の場合 38万×2.4‰=912円/月



<各年度における支援納付金の総額>

R8年度···約6,000億円 ▶ R9年度···約8,000億円 ▶ R10年度···約1兆円

- 負担率(支援金率)は、令和8年4月から2.4.‰でスタートし、令和10年度には3.5‰程度に段階的に上がることが想定されています。
- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や 介護保険料のように右肩上がりで増え続けることはありません。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。

: 健康保険組合連合会